

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷四十四第

行發日一月一年二十和昭

新年特別號

地方營業税の課税標準……………	法學博士 神戸正雄
固定資本論の一節……………	文學博士 高田保馬
土地所有の集中と分散……………	經濟學博士 八木芳之助
大都市時代の出現と ^{その可} 能原因の考察……………	經濟學士 中川與之助
經營協議會制度の成立……………	經濟學士 大塚一朗
北支日系通貨に就て……………	經濟學士 松岡孝兒
アメリカ經濟の發達と通貨論争……………	經濟學士 堀江保藏
統計・統計調査・統計教育……………	經濟學博士 蜷川虎三
貿易と生産・消費との關係……………	經濟學博士 谷口吉彦
新國民主義と國民共同體……………	經濟學博士 石川興二
金融の動きと銀行勘定の増減……………	經濟學博士 小島昌太郎
新着外國經濟雜誌主要論題……………	

(禁轉載)

土地所有の集中と分散

八木芳之助

一

資本主義的商品經濟の發展に伴ひ、土地所有の封建的屬性は次第に失われ、土地は市場に於て單に貨幣を以て自由に賣買される商品と化する。その結果として、一面に於ては土地所有が少數者の手中に獨占されるに至る、土地所有の集中現象を見ると共に、他面に於ては土地所有が多數者の手中に分割されるに至る、土地所有の分散現象を見るのである。この小論に於ては、統計資料の存する明治四十一年以來、我國の耕地所有に關し、その集中と分散との二現象が如何に現れてゐるかを少しく實證的に研究しようと思ふ。

この研究に際し、第一に遭遇する困難は、既存の不完備なる農事統計を如何に利用すれば、それより誤なき結論を導出し得るかである。農商務省時代の「農事統計」にしても、また農林省の「農事統計表」にしても、耕地所有廣狹別による耕地所有戸數は示されてゐるが、各階級（耕地所有廣狹別の）の所有する耕地面積が與へられてゐない。また自作及び小作別耕地面積や耕作耕地廣狹別農家戸數は示されてゐるが、自作、小作及び自作兼小作に大別した耕作耕地面積廣狹別戸數、並に自作及び自作兼小作に大別した耕地所有面積廣狹別戸數が表示されてゐない。従つて現在の統計資料から本研究の結論に達するためには、非常な迂路を辿らなければならないことゝ

なる。¹⁾

第二に我國の内地に於ても、府縣と北海道竝に沖繩縣とでは、農業經營や土地分配状態を大いに異にしてゐるから、本研究に於ては北海道と沖繩縣とを除外して考察を進めることとした。蓋し一國內部に於ても、地方により土地所有の資本主義化の程度や農業の商品生産化の程度を著しく異にする場合に於ては、同一期間に於ても、或る地方に於ては主として土地所有の集中、他の地方に於ては主として土地所有の分散過程を示すことがあり得るからである。

第三に同一地方に於ても、或る年代に於ては主として土地所有の集中を示し、また他の年代に於ては主として土地所有の分散を示すこともあり得る。更に中小土地所有者の没落が緩漫に進行する時代にありては、一方それらの土地所有者はより、小なる土地所有者として残存するため、他方彼等の失ひたる土地所有の一部分は大土地所有者の手中に併合され、一部分は小農民の饑餓的土地所有慾を充すこととなるため、かゝる場合には土地所有の集中過程と分散過程とが矛盾なく同時に並存し得ることとなる。

従つて本研究に於ては、土地所有の移動に影響を及ぼすべき農産物價格、特に米價、穀價及び繭價、一般物價小作爭議等を參照して、明治四十一年より大正二年に至る五ヶ年を第一期とし、大正二年より同五年に至る三ヶ年を第二期とし、大正五年より同八年に至る三ヶ年を第三期とし、大正八年より昭和三年に至る九ヶ年を第四期とし、昭和三年より同九年に至る六ヶ年を第五期として、此等の各期間に於ける土地所有の集中竝に分散過程に就いて考察を進めよう。²⁾

- 1) 東浦庄治氏、耕地所有權の移動に關する一考察(帝國農會報、第15卷、第13號)19頁參照。同氏、日本農業概論、102頁以下參照。
 - 2) 高岡熊雄氏、我が國に於ける土地所有權の移動(増補農政問題研究)40頁參照。
- 2) 明治十年代の本邦農業恐慌中に於ける土地所有の集中に就いては、東畑精一氏、農業恐慌の基本經過(農業政策の諸問題)414頁以下參照。

二

先づ第一期に於ける土地所有の移動を検討するため、第一表に於ては耕地面積、自作地小作地別耕地面積、自作小作別農家戸數及び不耕地主戸數の増減を示し、第二表に於ては耕地所有廣狹別耕地所有者戸數の増減、耕地所有者總戸數に對する耕地所有廣狹別各耕地所有者戸數の百分比、耕地所有者一戸當り平均耕地所有面積を示すこととする。

第一表 第一期に於ける耕地面積、自作地小作地別耕地面積、自作小作別農家戸數及び不耕地主戸數の増減①)

年次	耕地面積				農家戸數				不耕地主戸數
	耕地總面積 (前年度よりの増減)	自作地上	小作地上	農家總戸數 (同上)	自作地上	小作地上	自作兼小作 (同上)		
明治四二年	(十) 三九、四三〇町	(十) 一四、〇八六町	(十) 一五、三三四町	(一) 三、四九四戸	(十) 六〇九戸	(十) 三、三三三戸	(一) 六、四三三戸	(一) 一七、四〇〇戸	
四三年	(十) 六、六六七	(一) 五、五八七	(十) 三、二五四	(十) 七、八五	(一) 三、六七二	(十) 一、七八七	(十) 三七、七九	(十) 七、〇四	
四四年	(十) 五、〇〇六	(十) 四七、七八五	(十) 四、二四一	(一) 一、九二	(一) 一五、二九	(一) 一、八三	(十) 一五、〇五	(一) 一、九四	
四五年	(一) 二四、一九二	(一) 五、三九二	(十) 二、三〇〇	(十) 三、九九	(一) 四三九	(一) 七、三四	(十) 三〇、八四	(一) 二五、五〇	
大正二年	(十) 一九、四五六	(十) 一五、七六八	(十) 三、六六一	(十) 一、六二六	(一) 一九、〇二	(十) 二〇、五六八	(十) 八九	(十) 一三、二四	
五ヶ年平均	(十) 八、六三六	(十) 七、三三三	(十) 二、三四四	(十) 三、一〇一	(一) 一〇、三三六	(十) 三、一〇九	(十) 二、四九九	(一) 一〇、三三六	

第一表及び第二表よりして、第一期に於ける土地所有集中過程の進行を看取することが出来る。即ち其の根據としては、(1)この期間に於ては耕地面積は毎年平均一萬八千六百町歩づつ増加してゐるに拘らず、耕地所有者戸數は毎年平均約一萬戸づつ減少してゐる。この事實はより多くの面積の耕地がより少ない人々の手中に歸したる

3) 第一表以下の統計は農商務省「農事統計」、農林省「農事統計表」、農林省統計表」による。但し北海道と沖縄とを除く。

第二表

第一期に於ける耕地所有廣狹別耕地所有者戸數の増減、並に耕地所有者總戸數に對する耕地所有廣狹別各耕地所有者戸數の百分比(括弧内の數字)

年次	耕地所有者戸數								耕地所有平均戸當面積
	總戸數 (前年度より の増減) (百分比)	五段未滿 (同上)	一段以上 未滿 (同上)	一町以上 未滿 (同上)	三町以上 未滿 (同上)	五町以上 未滿 (同上)	十町以上 未滿 (同上)	五十町以上 未滿 (同上)	
明治四二年	(一) 三三,三六六 (100.000%)	(十) 一五,五六五 (77.75%)	(一) 四,一四五 (6.645%)	(一) 三,四五五 (1.315%)	(一) 一,一六八 (3.47%)	(十) 七,二二一 (21.93%)	(一) 六,四八八 (19.45%)	(十) 七,四七四 (22.41%)	一・〇六九町
四三年	(十) 一三,〇〇〇 (100.000%)	(十) 四,一三六 (31.82%)	(一) 二,〇四五 (15.77%)	(一) 八,八八四 (68.31%)	(一) 一,一三七 (8.9%)	(十) 一,〇〇八 (7.75%)	(十) 九,九六六 (76.66%)	(十) 〇,〇四八 (0.37%)	一・〇六七町
四四年	(一) 三〇,〇〇〇 (100.000%)	(一) 一七,七五五 (59.18%)	(一) 三,〇二七 (9.76%)	(十) 二,五七三 (8.24%)	(一) 四,六九九 (15.33%)	(一) 一,五五六 (5.22%)	(一) 六,八六六 (22.89%)	(十) 〇,〇四九 (0.16%)	一・〇八五町
四五年	(一) 四,三三七 (100.000%)	(十) 一九,〇〇〇 (43.45%)	(一) 一六,四五五 (38.05%)	(一) 四,二〇〇 (9.6%)	(一) 三,九八 (0.91%)	(一) 一,八八八 (4.34%)	(一) 四,一〇 (0.09%)	(十) 〇,〇四九 (1.13%)	一・〇八一町
大正二年	(一) 五,八八五 (100.000%)	(十) 一二,一〇四 (20.57%)	(一) 一,二八九 (2.19%)	(十) 一,八九五 (3.22%)	(一) 三,九五三 (6.04%)	(一) 二,四五五 (4.34%)	(一) 六,六七 (0.11%)	(一) 〇,六九三 (1.16%)	一・〇八六町
五ヶ年平均	(一) 一〇,〇〇〇 (100.000%)	(十) 一四,〇三三 (140.33%)	(一) 三,三〇七 (33.07%)	(一) 八,四四二 (84.42%)	(一) 二,二四九 (22.49%)	(一) 一,六六〇 (16.6%)	(一) 〇,七〇 (0.7%)	(十) 〇,〇四八 (0.48%)	一・〇七九町

ことを示すものであつて、現に耕地所有者一戸當り平均耕地所有面積も明治四十二年及び四十三年の一・〇六九町歩及び一・〇六七町歩から、明治四十五年及び大正二年の一・〇八一町歩及び一・〇八六町歩へと増加してゐる。

(2)耕地所有廣狹別耕地所有者戸數の増減について見るに、實數に於ても百分比に於ても、五反未滿の過小所有と五十町歩以上の巨大所有のみが増加し、その他の戸數は減少してゐる。更に不耕地主總戸數は毎年約一萬戸づつ

減少してゐるに拘らず、五十町歩以上の巨大地主のみが毎年平均十五戸づつ増加してゐる。此等の事實は中小地主の所有地が巨大地主に集中されたことを示すものである。(3)この期間に於て自作農は毎年平均一萬九百戸づつ減少してゐるに反し、小作農と自作兼小作農とは毎年夫々三千百戸及び一萬一千四百戸づつ増加して居り、また自作地の増加は毎年平均七千三百町歩に過ぎないのに、小作地の増加は一萬一千三百町歩に及んでゐる。この事實よりして五段歩未滿の過小所有の増加は、從來小作人であつたものが、若干の土地を購入して自作兼小作に向した事を示すよりも、寧ろ從來の自作農が没落して自作兼小作となつた事を示すものであらう。従つて五段未滿の過小所有の増大から、直に土地所有の分散を結論するを得ない。

即ち此の第一期に於ては、農産物價格は一般物價に比して高く、従つて農業が比較的有利であつたから、耕地面積を増加したのである。殊に米價は明治四十二年の十三圓臺から、四十四年には十七圓、四十五年には二十圓大正二年には二十一圓臺にまで上昇し、ために地主階級の土地所有慾を刺戟し、土地所有の集中を齎したるものである。

三

第三表及び第四表よりして、第二期に於ける土地所有の移動に就いて検討する。この期間に於ても土地所有の集中、過程の進行を認めることが出来る。この根據としては、(1)この期間に於ては、第一期に比して、その速度がより、緩慢であるとは云へ、耕地面積が毎年平均約五千町歩づつ増加してゐるに拘らず、耕地所有者戸數が毎年平均約一萬五千八百戸づつ減少してゐる。これはより、多くの面積の耕地がより、少數者の手中に歸したることを示す

4) 商工省「卸賣物價統計表」の明治33年を基準とする全國平均指數によれば、穀類は明治41年130、44年140、大正2年176なるに、衣料品は夫々114、133及び129であり、調味及び嗜好品は夫々161、167及び175であり、肥料は夫々113、123及び124である。

ものである。現に耕地所有者一戸當り平均所有面積も、大正三年の一・〇九二町から、同五年の一・一〇〇町に増加してゐる。この事實は土地所有の集中を示すものである。(2)第四表より、此の期間に於ては、五段未滿の過

第三表 第二期及び第三期に於ける耕地面積、自作地小作地別耕地面積、自作小作別農家戸數及び不耕地主戸數の増減

年次	耕地面積				農家戸數				不耕地主戸數
	耕地總面積 (前年度よりの増減)	自作地 (同上)	小作地 (同上)	農家總戸數 (同上)	自作 (同上)	小作 (同上)	自作兼小作 (同上)		
大正三年	一、三三、九七三(十)	三、三三(十)	三、三三(十)	七、〇三九(十)	一、五、九六九(十)	二、三、九九(十)	二、五、一七(十)	一、三、四九三(十)	
四年	一、三、九七三(十)	三、三三(十)	三、三三(十)	八、四九(十)	一、四、四六(十)	一、八、五九(十)	四、一、七三(十)	一、三、七〇(十)	
五年	一、四、七〇(十)	三、三三(十)	三、三三(十)	二、八〇七(十)	一、三、四九三(十)	一、五、三二(十)	二、六、八三(十)	一、八、四七七(十)	
三ヶ年平均	一、三、三三(十)	三、三三(十)	三、三三(十)	四、〇七(十)	一、七、四三(十)	一、六、四三(十)	一、八、七七(十)	一、六、四三(十)	
大正六年	一、二、九七九(十)	一、二、六三(十)	一、二、六三(十)	一、八五九(十)	四、六三〇(十)	七、四九(十)	九、七(十)	一、三、四九三(十)	
七年	一、二、五五六(十)	一、二、六三(十)	一、二、六三(十)	八、八四七(十)	七、六六(十)	一、七、五八三(十)	七、九五〇(十)	一、二、五〇三(十)	
八年	一、三、八四(十)	一、六、九九(十)	一、六、八五(十)	二、四七七(十)	三、四六〇(十)	六、四二(十)	五、四八(十)	三、一六八(十)	
三ヶ年平均	一、三、三三(十)	一、六、九九(十)	一、六、三七(十)	四、三九(十)	三、四三(十)	六、一〇〇(十)	一、三、三三(十)	一、三、三七(十)	

小所有、一町以上三町未滿の小所有、五十町以上の巨大土地所有の三者のみが増加してゐることを知る。この五十町以上の巨大土地所有の増加は、土地所有の集中過程を瞭に示すものである。(3)併し五段未滿の過小土地所有並に一町以上三町未滿の小土地所有の増加よりして、この期間に於ける土地所有の分散過程の進行を結論するを得ない。蓋し第三表よりして、この期間に於て、自作地は毎年平均五千四百町歩づつ、自作農は一萬七千六百戸

第四表

第二期及び第三期に於ける耕地所有廣狹別耕地所有者戸數の増減、並に耕地所有者總戸數に對する耕地所有廣狹別各耕地所有者戸數の百分比(括弧内の數字)

年次	耕地所有者戸數										耕地所有者一戸當り平均耕地面積
	總戸數 (前年度より の増減) (百分比)	五段未滿 (同上)	一段以上 未滿 (同上)	三町未滿 以上 (同上)	三町以上 未滿 (同上)	五町未滿 以上 (同上)	十町未滿 以上 (同上)	十町以上 未滿 (同上)	五十町未 滿 (同上)	五十町以 上 (同上)	
大正三年	(一) 二六、八八元 (一〇〇・〇〇〇) %	(一) 五、三四元 (四九・三九九) %	(一) 一三、六五元 (二五・四三三) %	(一) 一、九九元 (二八・二〇九) %	(一) 四、五六元 (四〇・四七八) %	(一) 一、三三元 (一・八九〇) %	(一) 一、三三元 (一・八九〇) %	(一) 一、三三元 (一・八九〇) %	(一) 一、三三元 (一・八九〇) %	(一) 一、三三元 (一・八九〇) %	一・〇七町
大正四年	(一) 六、五九元 (一〇〇・〇〇〇) %	(一) 二、七四五元 (四九・六八八) %	(一) 一、〇七九元 (五・三九九) %	(一) 五、四〇元 (八・三三三) %	(一) 四、〇七元 (四・五九九) %	(一) 一、二六元 (一・八三七) %	(一) 一、二六元 (一・八三七) %	(一) 一、二六元 (一・八三七) %	(一) 一、二六元 (一・八三七) %	(一) 一、二六元 (一・八三七) %	一・〇七町
大正五年	(一) 一四、〇八九元 (一〇〇・〇〇〇) %	(一) 四、九八三元 (四九・八三三) %	(一) 一三、七七元 (五・〇三三) %	(一) 四、八七元 (八・二六〇) %	(一) 三、一八元 (四・三四五) %	(一) 一、七九元 (一・八二六) %	(一) 一、七九元 (一・八二六) %	(一) 一、七九元 (一・八二六) %	(一) 一、七九元 (一・八二六) %	(一) 一、七九元 (一・八二六) %	一・〇〇町
大正六年	(一) 一八、〇〇元 (一〇〇・〇〇〇) %	(一) 一、六〇元 (五・〇六六) %	(一) 一八、一七元 (四・七〇〇) %	(一) 二、六四元 (八・四〇七) %	(一) 四、二六元 (四・一七〇) %	(一) 一、八三元 (一・八三三) %	(一) 一、八三元 (一・八三三) %	(一) 一、八三元 (一・八三三) %	(一) 一、八三元 (一・八三三) %	(一) 一、八三元 (一・八三三) %	一・二二町
大正七年	(一) 一六、三〇元 (一〇〇・〇〇〇) %	(一) 一、二八元 (五・〇一六) %	(一) 一六、三七元 (四・六九九) %	(一) 九、五元 (八・三六三) %	(一) 二、七四元 (四・三三五) %	(一) 一、八三元 (一・八三三) %	(一) 一、八三元 (一・八三三) %	(一) 一、八三元 (一・八三三) %	(一) 一、八三元 (一・八三三) %	(一) 一、八三元 (一・八三三) %	一・二二町
大正八年	(一) 一三、二〇元 (一〇〇・〇〇〇) %	(一) 一、二〇元 (五・〇〇〇) %	(一) 一三、二七元 (四・七〇七) %	(一) 二、六二元 (八・三三七) %	(一) 一、四三元 (四・一四三) %	(一) 一、八三元 (一・八三三) %	(一) 一、八三元 (一・八三三) %	(一) 一、八三元 (一・八三三) %	(一) 一、八三元 (一・八三三) %	(一) 一、八三元 (一・八三三) %	一・二五町
三ヶ年平均	(一) 一八、〇〇元 (一〇〇・〇〇〇) %	(一) 一、六〇元 (五・〇六六) %	(一) 一八、一七元 (四・七〇〇) %	(一) 二、六四元 (八・四〇七) %	(一) 四、二六元 (四・一七〇) %	(一) 一、八三元 (一・八三三) %	(一) 一、八三元 (一・八三三) %	(一) 一、八三元 (一・八三三) %	(一) 一、八三元 (一・八三三) %	(一) 一、八三元 (一・八三三) %	一・二三町

づつ減少してゐるに反し、自作兼小作は一萬八千七百戸づつ増加してゐるのを見る。従つて五段未滿の過小土地所有の増加は、從來の自作農が没落して、自作兼小作となつたことを示すものであり、從來の小作人が若干の土

地を購入して自作兼小作人となることによつて、土地所有の分散を齎したとは解し得ない。また一町以上三町歩未滿の小土地所有の増加も、中地主の所有地の一部喪失によつて、齎されたものであらう。

この第二期に於ては、農産物價格の下落が一般物價に比して甚だしく、従つて農業が比較的不利な時代であつたから、⁵⁾耕地面積及び農家戸數の増加も極めて緩慢であつた。殊に米價は大正二年の二十一圓臺から、三年には十七圓臺、四年及び五年には十二、三圓臺にも激落したから、中小地主や自作農の減退を來し、その所有地が資力の大なる巨大地主に集積されるに至つたものであらう。

次に、同じく第三表及び第四表よりして、第三期に於ける土地所有の移動に就いて検討する。此の期間の特色は、(一)一方に於て土地所有の集中を齎したると共に、他方に於て幾分土地所有の分散をも齎したることである。(二)更に土地の所有集中は舊に巨大地主に於てのみならず、中及び大地主(五町以上五十町未滿)に於ても行はれた。此等の事實の根據は、(1)この期間に於て、耕地面積は毎年平均約二萬六千町歩づつ増加してゐるが、耕地所有者もまた毎年平均三千四百戸づつ増加してゐる。この事はより多くの面積の耕地がより多數者の手中に歸したことを示すもので、單にこの事實のみよりは、土地所有の集中をもまた分散をも説明するを得ない。併し耕地所有者一戸當り平均耕地面積が大正六年の一・一一一町から、七年の一・一一二町、八年の一・一一五町へと幾分増加してゐることから、土地所有の集中が齎されたことは明である。(2)この期間に於ては五段未滿の過小土地所有、一町以上三町未滿の小土地所有、五町以上十町未滿、十町以上五十町未滿及び五十町以上の中地主、大地主及び巨大地主の戸數が夫々増加してゐる。この中地主、大地主及び巨大地主の増加は、土地所有の集中を意味するもので

5) この期間の物價指數によれば穀類は大正二年 176、三年 142、四年 120、五年 126なるに、衣料品は夫々 129、117、111 及び 152 であり、調味及び嗜好品は夫々 175、171、165 及び 174 であり、肥料は 124、112、101 及び 115 である(脚註 4 参照)。

ある。たゞこの中及び大地主戸數の増加は、第一期及び第二期と異なる現象である。(3)この期間に於ける五段未満の過小土地所有の増加(毎年平均四千九百戸)と一町以上三町未満の小土地所有の増加(毎年平均二千戸)とは何を意味するであらうか。第三表に示す如く、この期間に於ける自作農戸數減退の比較的少きこと(毎年平均六百戸)、自作兼小作農戸數の減少の比較的多きこと(毎年平均一千百戸)よりして、第一期及び第二期の如く、五段未満の過小土地所有の増加を以て、従來の自作農が没落して自作兼小作農となつたものであると推論するを得ない。併し第四表よりすれば、五段以上一町未満の耕地所有者戸數が平均毎年約四千戸づつ減少してゐるから、恐らくは従來の自作兼小作農が一層小作農に近い自作兼小作農に轉落したものであらう。されば五段未満の過小農の増加から、直に土地所有の分散を主張するを得ない。(4)最後に一町以上三町未満の小土地所有の増加は、之を如何に解釋すべきであるか。第三表より知り得る如く、この期間に於ては自作農戸數が減少してゐるから、自作農の増加として之を説明するを得ない。第一期及び第二期に反し、この期間に於ては、不耕地主戸數が毎年約五千戸づつ増加してゐるから、恐らくは當時の米價高に刺戟されて、農村の米穀商や肥料商、その他農業者以外の人々が若干の土地を購入するに至つたのに基くものであらう。従つて此の第三期の土地所有の分散は、かゝる不耕的小地主の増加によつて齎らされたものであらう。

この期間に於ては、歐洲大戰の影響をうけて、農産物價格は昂騰したが、これに伴ふて一般物價もまた昂騰したから、⁶⁾眞の耕作者を利することは比較的薄かつた。唯その内に於ても販賣米を比較的多く有する自作農には有利であつたから、第一期及び第二期に比して、その没落が緩和されたが、未だ積極的にその戸數を増加する迄には

6) この期間の物價指數によれば、穀類は大正五年 126、六年 182、七年 290、八年 358であるが、衣料品は夫々 152、205、272 及び 360 であり、調味及び嗜好品は夫々 174、198、223 及び 294 であり、肥料は夫々 115、154、224、320 である(脚註 4 参照)。

至らなかつた。自作兼小作農は轉落して、小作農の増加となつて現れてゐる。併し米價は大正六年の十八圓臺から、八年のは四十圓臺にまで騰貴したから、地主的土地所有の採算が有利となり、地主の土地所有慾を刺戟して茲に土地所有の集中を促すと同時に、不耕的小地主の増加をも齎し、土地所有の分散をも促したものである。

四

第五表及び第六表よりして、第四期に於ける土地所有の移動に就いて検討する。

第五表

第四期に於ける耕地面積、自作地小作地別耕地面積、自作小作別農家戸數及び不耕地主戸數の増減

年次	耕地總面積 (前年度よりの増減)		農家總戸數		不耕地主	
	耕地總面積	不耕地主	農家總戸數	不耕地主	耕地總面積	不耕地主
大正九年	(一) 一〇,五六四町	(一) 三三,三三六町	(一) 二一,八八三町	(一) 三三,八八九戸	(一) 一四,七四三戸	(一) 二一,一八五戸
一〇年	(一) 一,八五五町	(一) 五,五七三町	(一) 七,四九九町	(一) 三三,三六八戸	(一) 七,三三七戸	(一) 四,一三八戸
一一年	(一) 七,四〇五町	(一) 一一,三九八町	(一) 三,九九三町	(一) 一三,四九五戸	(一) 一,九四七戸	(一) 一五,九九九戸
一二年	(一) 三,三九九町	(一) 六,六九五町	(一) 一六,六七四町	(一) 四,四四二戸	(一) 四,七七〇戸	(一) 五,一八三戸
一三年	(一) 一〇,一七五町	(一) 一一,二五七町	(一) 二,五三三町	(一) 二,一九九戸	(一) 七,一六〇戸	(一) 一一,三三二戸
一四年	(一) 一四,七五三町	(一) 二七,八八九町	(一) 三,〇八七町	(一) 一三,三三三戸	(一) 四,七七二戸	(一) 七,七九〇戸
一五年	(一) 八,八三三町	(一) 二四,五五六町	(一) 五,七三六町	(一) 四,八七三戸	(一) 七,五五五戸	(一) 一七,三三二戸
昭和二年	(一) 一,一〇四町	(一) 六,〇〇五町	(一) 四,九〇二町	(一) 三,五六六戸	(一) 三,八四三戸	(一) 一四,四三七戸
三年	(一) 一三,六九五町	(一) 一一,五九七町	(一) 一,〇九八町	(一) 二,六六六戸	(一) 九,三三五戸	(一) 一三,四七四戸
九ヶ年平均	(一) 四,六三〇町	(一) 三,四九三町	(一) 四,九九九町	(一) 一,六九九戸	(一) 九,二二二戸	(一) 八,七三三戸

第六表 第四期に於ける耕地所有廣狹別耕地所有者戸數の増減、並に耕地所有者總戸數に對する耕地所有廣狹別各耕地所有者戸數の百分比(括弧内の數字)

年次	耕地所有者戸數							耕地所有者平均一戸當り面積
	總戸數 (前年度よりの増減) (百分比)	五段未滿 (同上)	五段以上 (同上)	一町未滿 (同上)	一町以上 (同上)	三町未滿 (同上)	三町以上 (同上)	
大正九年	(十) 九,九八〇 (100.000%)	(十) 一四,六六六 (147.5%)	(十) 四,五七三 (45.8%)	(一) 三,七六六 (37.7%)	(一) 一八,三五四 (185.2%)	(一) 四,九八二 (50.0%)	(一) 三,三三三 (33.3%)	一・二〇
一〇年	(一) 一〇,一六六 (101.7%)	(一) 三,三三三 (32.7%)	(一) 六,〇八二 (60.8%)	(一) 三,五五二 (35.5%)	(一) 一八,二二八 (182.3%)	(一) 一,一九五 (1.9%)	(一) 一,四四四 (14.4%)	一・二三
一一年	(一) 七,八一〇 (71.9%)	(一) 七,九三六 (79.6%)	(一) 五,八七六 (59.2%)	(一) 九〇六 (9.1%)	(一) 二,五九三 (26.1%)	(一) 一,四四一 (14.5%)	(一) 九七〇 (9.7%)	一・二二
一二年	(一) 一〇,〇〇〇 (100.000%)	(十) 二五,〇五五 (250.5%)	(十) 五,〇五九 (50.6%)	(十) 一〇,七〇一 (107.0%)	(一) 一八,七四〇 (187.4%)	(一) 四,一〇七 (41.1%)	(一) 二,〇二二 (20.2%)	一・一〇
一三年	(十) 一一,五二五 (115.2%)	(十) 一一,〇四二 (110.4%)	(十) 四,八七五 (48.7%)	(十) 一四,八二八 (148.2%)	(一) 一八,〇二九 (180.3%)	(一) 一,〇三三 (10.3%)	(一) 一,七五七 (17.6%)	一・〇九
一四年	(十) 七,七三三 (77.3%)	(十) 五,六二二 (56.2%)	(十) 一,一三六 (11.4%)	(一) 二,四〇九 (24.1%)	(一) 四,七八九 (47.9%)	(一) 一,三三八 (13.8%)	(一) 六九四 (6.9%)	一・〇七
一五年	(十) 一六,四〇五 (164.0%)	(十) 三,六九七 (36.9%)	(一) 三,六三三 (36.3%)	(一) 七,四七二 (74.7%)	(一) 七,四〇〇 (74.0%)	(一) 一,八〇〇 (18.0%)	(一) 一,五三三 (15.3%)	一・〇六
昭和二年	(一) 三,二七五 (32.7%)	(一) 八,二九九 (82.9%)	(一) 四,三五四 (43.5%)	(一) 四,九八七 (49.9%)	(一) 一八,二二二 (182.2%)	(一) 七,七〇〇 (77.0%)	(一) 八,九九九 (89.9%)	一・〇四
三年	(十) 三,六九三 (36.9%)	(十) 一,九七〇 (19.7%)	(一) 一,二九九 (12.9%)	(一) 三,三六三 (33.6%)	(一) 八,〇二二 (80.2%)	(一) 七,八〇〇 (78.0%)	(一) 一,一八一 (11.8%)	一・〇四
九ヶ年平均	(十) 一〇,〇〇〇 (100.000%)	(十) 二七,〇五五 (270.5%)	(十) 五,〇五九 (50.6%)	(十) 一〇,七〇一 (107.0%)	(一) 一八,七四〇 (187.4%)	(一) 四,一〇七 (41.1%)	(一) 二,〇二二 (20.2%)	一・〇〇

この期間に於ては土地所有の分散過程が進行してゐる。この事實の根據は、(1)耕地面積が毎年平均四千六百町歩つづ減少してゐるに拘らず、耕地所有者戸數は約九千四百戸づつ増加してゐる。この事はより、少なき面積の耕地がより、多數者の手中に歸したことを示すものであり、之は土地所有の分散を示すものに外ならない。現に耕地所有者一戸當り平均耕地所有面積も大正九年の一・一一〇町、十年の一・一二町から、昭和二年の一・〇九四町、三年の一・〇八四町へと減少してゐる。(2)五段未滿及び五段以上一町未滿の兩過小土地所有のみが増加しそれ以外の中、大、過大土地所有が一樣に減少してゐる。此等の事實は土地所有の分散を示すものに外ならない。(3)更にこの期間に於ては、自作地面積が増加して、小作地が減少してゐること、自作農及び自作兼小作農戸數が増加して、小作農及び不耕地主戸數が減少してゐること等よりして、此の期間に於ける土地所有の分散は、第三期と異なり、從來の小作農が過小土地所有を獲得して自作農又は主として自作兼小作農となることによりて、惹起されたものである。

大正九年の恐慌以來、この期間を通じて農産物價格は一般物價と略同一の漸落傾向を辿り、殊に米に就いては次第に朝鮮及び臺灣米の移入が増加して、内地米を壓迫することゝなつた。加ふるに大正六、七年頃から起り始めた小作争議は、大正十年以來著しく其の件數を増すと共に、全國的に擴大し、之に伴ふて小作料も次第に低下することゝなつた。然るに土地の負擔する公組公課は低下されないから、此等の事情は地主計算による土地所有の採算を不利ならしめ、ひいて彼等の土地所有慾を冷却せしめることゝなつた。而して小作争議に對する對策として、大正九年以來自作農創設維持事業が次第に行はれ、大正十五年から農林省によつて自作農創設維持補助施

- 7) 物價指數を見るに、穀類は大正九年 339、十一年 255、十三年 314、十五年 278、昭和三年 263 であり、衣料品は夫々 277、237、291、223 及び 207 であり調味及び嗜好品は夫々 372、330、337、318 及び 306 であり、肥料は夫々 274、216、212、201 及び 184 である。
- 8) 拙稿、最近に於ける小作争議の動向と小作立法(經濟論叢、第42卷第5號)参照。

設が實行されるに至つたから、⁹⁾之によつて一方地主の土地賣却に拍車を加ふると共に、他方小農民に於ける饑餓的土地所有慾を満足せしめることとなり、茲に土地所有の分散傾向を顯著ならしめた。

五

第五期に於ける土地所有の移動を第七表及び第八表より検討しよう。

第七表

第五期に於ける耕地面積、自作地小作地別耕地面積、自作小作別農家戸數及び不耕地主戸數の増減

年次	耕地面積			農家戸數				不耕地主戸數
	耕地總面積 (前年度より増減)	自作地上	小作地上	農家總戸數 (同上)	自作地上	小作地上	自作兼小作 (同上)	
昭和四年	(一) 一九五、三八一町	(一) 一五四、四五六町	(一) 四〇、九三三町	(一) 六、七七七戸	(一) 八、七二二戸	(一) 一〇、四四四戸	(一) 二二、四八九戸	(一) 一四、六三七戸
五年	(一) 一七〇、八一(十)	(一) 一七、六七六(十)	(一) 一五、六八八(十)	(一) 一九〇、九三(十)	(一) 一、六七七(十)	(一) 六、九〇一(十)	(一) 一〇、五五四(十)	(一) 一一、八八九(十)
六年	(十) 五、二三七	(十) 二、八八五	(十) 二、三、七〇八	(十) 一、五、五四二	(十) 一〇、七三三	(十) 五、九二二	(十) 八、九七七	(十) 五、〇七六
七年	(十) 八、一三五	(十) 七、五七八	(十) 一、五、七三三	(十) 四、五四五	(十) 二、七三六	(十) 一、〇、五三三	(十) 六、三三八	(十) 一、九、四三〇
八年	(十) 九、三三三	(十) 六、二五三	(十) 三、〇七九	(十) 三、七二四	(十) 九、一七九	(十) 六、五三三	(十) 一、五、一九七	(十) 一、八、六五四
九年	(一) 四、二六二	(一) 三、八三三	(一) 四、四二九	(一) 四、〇七九	(一) 六、一四五	(一) 九、三五二	(一) 七、三六六	(一) 一、四、一七五
六ヶ年平均	(一) 二元、九七一	(一) 二四、七三四	(一) 五、〇七七	(一) 二、四、二二二	(一) 〇〇八、二	(一) 二、〇、二二二	(一) 一〇、二、二	(一) 三、三、四
自五年至 九年平均	(十) 三、三三七	(十) 一、二一〇	(十) 二、一、一七	(十) 二、二、二二二	(十) 〇〇八、二	(十) 二、〇、二二二	(十) 一〇、二、二	(十) 三、三、四

この第五期に於ける土地所有の移動を検討するに際し、注意すべきは、昭和四年に農業調査が行はれ、耕地面積、自作地及び小作地面積に就き詳細な調査が爲された結果、四年度の數字に突然の變化を來したことである。¹⁰⁾

9) 拙稿、現下の土地問題と自作農創設事業(經濟論叢、第43卷第1號)参照。
 10) この農業調査の結果、それだけ以前の數字は其の正確性を失ふが、それ以前の調査にしても同一の方法によつて行はれてゐる限り、これより年々の耕地面積の増減に就いては略正確に之を知ることが出来る。

第八表

第五期に於ける耕地所有廣狹別耕地所有者戸數の増減、並に耕地所有者總戸數に對する耕地所有廣狹別各耕地所有者戸數の百分比(括弧内の數字)

年次	耕地所有者戸數							耕地所有平均面積
	總戸數 (前年度より増減の百分比)	五段未滿	五段以上	一町未滿	一町以上	三町未滿	三町以上	
昭和四年	(一) 10,940戸 %	(一) 2,853戸 %	(一) 5,550戸 %	(一) 9,704戸 %	(一) 8,203戸 %	(一) 1,466戸 %	(一) 1,046町	
五年	(一) 10,000戸 %	(一) 1,575戸 %	(一) 10,140戸 %	(一) 7,712戸 %	(一) 2,873戸 %	(一) 1,331戸 %	(一) 1,020町	
六年	(一) 10,000戸 %	(一) 8,356戸 %	(一) 14,940戸 %	(一) 7,679戸 %	(一) 3,947戸 %	(一) 1,050戸 %	(一) 1,026町	
七年	(一) 10,000戸 %	(一) 10,123戸 %	(一) 12,623戸 %	(一) 7,690戸 %	(一) 3,467戸 %	(一) 8,951戸 %	(一) 1,023町	
八年	(一) 10,000戸 %	(一) 5,733戸 %	(一) 2,877戸 %	(一) 4,477戸 %	(一) 1,801戸 %	(一) 2,521戸 %	(一) 1,026町	
九年	(一) 10,000戸 %	(一) 3,275戸 %	(一) 4,991戸 %	(一) 7,637戸 %	(一) 7,701戸 %	(一) 1,444戸 %	(一) 1,026町	
六ヶ年平均	(一) 10,000戸 %	(一) 1,101戸 %	(一) 7,629戸 %	(一) 7,712戸 %	(一) 1,360戸 %	(一) 1,550戸 %	(一) 1,026町	

従つて耕地面積に就いては四年度を除き、自五年至九年の五ヶ年平均をとることとした。この期間に於ては土地所有の集中も幾分行はれてゐるが、土地所有の分散傾向がより顯著である。この事實の根據は、(1)耕地面積が毎年平均三千三百町歩づつ増加してゐるが、耕地所有者戸數も四千五百戸づつ増加してゐるから、この點からは土地

地所有の集中があつたとも、また分散が行はれたとも結論するを得ない。たゞ耕地所有者一戸當り平均耕地所有面積が、昭和四年の一・〇四六町より同七年には一・〇三三町に漸減し、同年より反對に漸増して、九年には一・〇四一町となつてゐる點より考へ、前半に於ては土地所有の分散が行はれ、後半には集中が現れてゐるのではないかと思はれる。(2)この第五期に於ては五段未滿と五段以上一町未滿との過小土地所有が實數に於ても比率に於ても増加してゐるに拘らず、それ以上の大なる耕地の所有者戸數は實數に於ても、比率に於ても共に減少してゐるから、之より土地所有の分散を推定することが出来る。(3)この期間に於て自作農戸數は毎年平均二千四百戸づつ減少してゐるのに、自作兼小作農及び小作農は夫々二千六百戸及び二千二百戸づつ増加してゐる。之は農業恐慌によつて自作農の幾分が自作兼小作農又は小作農に轉落したことを示すものであらう。然るに耕地面積に就いては、自作地も小作地を夫々一千二百町歩及び二千二百町歩づつ増加してゐる。この兩事實は一見矛盾するが如きも、政府の行ふ自作農創設事業により、昭和四年より八年に至る五ヶ年間に、毎年平均七千四百町歩の自作耕地の増加を齎してゐる點より考へ、この期間に於ける自作兼小作農の増加は、一部分は自作農の轉落によるものであるが、一部分は從來の小作農が若干の耕地を購入して自作兼小作人に向上したのによるものである。この點よりするも土地所有の分散が明である。(4)この期間に於ては一町歩以上を所有する、耕地所有者戸數は總て減少してゐるに拘らず、不耕地主戸數が毎年四千三百戸づつ増加してゐる。之は農業恐慌により窮乏せる自作又は中小地主の手離せる耕地が、農業者以外の人々(不耕小資本家的土地所有者)によつて購入されたのによるものである。¹⁴⁾

昭和四・五年の農業恐慌によつて農産物價格は激落し、工業品價格との間に所謂缺狀價格差を惹起し、また農

11) 耕地所有戸數が減少しても、少數者の土地獨占が顯著であれば、反つて土地所有の集中が現はれるであらう。併し現存の統計資料よりして直接之を知るを得ない。第五期に於ける諸事情より判斷して、中及び大耕地所有者戸數の減少よりして、寧ろ土地所有の分散を結論すべきであらう。

12) 拙稿、現下の土地問題と自作農創設事業参照。

13) 中小不耕地主戸數の減少は、恐慌對策として自作農化するに至つたことによ

家の負擔する公租公課の固定性のため、農家の收支均衡を破り、自營農民や中小地主の窮乏を惹起した。殊に内地米に就いては、外地米の壓迫が愈々加はると共に、小作爭議も愈々擴大することゝなつたので、大地主の土地所有慾を冷却せしめ、之によつて土地所有集中の勢を阻止し、同時に政府の行ふ自作農創設事業とも相俟つて、反つて土地所有の分散を齎すことゝなつた。併し昭和八年十一月より實施された米穀統制法による、米價の上昇に加ふるに最近に於ける低金利の趨勢は、地主計算による土地所有の採算を幾分有利ならしめ、之によつて一方不耕小資本家的地主の増加により土地所有の分散を齎し、他方銀行地主の出現により土地所有の集中傾向も若干現はれてゐる。¹⁵⁾

六

以上によつて明治四十一年以來の土地所有の移動に就いて考察した。之を綜合すれば

(一)第一期及び第二期に於ては土地所有の集中を齎し、第三期に於ては土地所有の集中と同時に不耕的小地主への土地所有の分散が行はれ、第四期に於ては主として土地所有の分散が進行し、第五期に於ては土地所有の分散と共にまた集中も行はれてゐるが、分散傾向の方がより顯著である。

(二)かゝる土地所有の移動は、農産物價格、一般物價、土地所有の擔ふ公租公課、小作料の高さ、小作爭議に伴ふ小作料收納の不安、一般金利の高低等によつて決定される土地資本の利廻の如何によつて惹起されるものである。この事は地主の場合に於て最もよく妥當する。然るに自ら耕作に従事する自作農民に於ては、自家勞力の働き場所として、また其の家族の扶養場所として土地を購入するものであるから、土地購入の地價評價に際しては

つても促されてゐる。

- 14) この傾向を示す一事例としては、高野欽一氏、稻作地帯に觀る農村色（農業と經濟、第3卷第5號）參照。茲では秋田縣稻作地帯で何故に耕地が農村外在の小資本家的土地所有者に購入されるかを論じてゐる。
- 15) 擔保流れの土地が銀行に集中することによつて惹起する銀行地主の出現も此の集中過程を示す一傾向である。長瀬勇氏、長野縣に於ける銀行土地所有増

屢々その利廻から出發せず、之によつて一般農民としての生活水準さへ維持されるれば、利潤や勞賃の一部さへ放棄することを敢て辭せない。従つて小農民は地主的計算を以てすれば、既に採算のとれない場合に於ても、土地を購入するものである。かゝる事情によつて、土地所有の分散を促すと共に、他方土地所有の集中を著しく防止するものである。

第九表

耕地面積、農家戸數及び耕地所有者戸數の増減

(B) (A)	自明治四 一年至五 年平均			自昭和五 年至九年 平均			耕地所有者戸數		
	町	町	町	戸	戸	戸	戸	戸	戸
九六・二%	總數			總數			總數		
	110,283	110,050	110,166	1,155	1,170	1,144	1,155	1,155	1,155
九五・八%	自作地			自作			未滿五段		
	101,111	101,111	101,111	936	936	936	733	733	733
一〇一・三%	小作地			小作			未滿一段以		
	101,111	101,111	101,111	936	936	936	671	671	671
一〇一・三%	總數			自作兼			未滿三町以		
	101,111	101,111	101,111	936	936	936	857	857	857
九四・九%	自作			未滿五町以			未滿十町以		
	94,900	94,900	94,900	936	936	936	76,953	76,953	76,953
九七・〇%	小作			未滿十町以			町未滿		
	97,000	97,000	97,000	936	936	936	21,038	21,038	21,038
一〇九・六%	自作兼			以上			以上		
	109,600	109,600	109,600	936	936	936	21,038	21,038	21,038
一〇・五%	總數			未滿十町以			以上		
	10,500	10,500	10,500	936	936	936	21,038	21,038	21,038
一〇六・七%	未滿五段			未滿十町以			以上		
	106,700	106,700	106,700	936	936	936	21,038	21,038	21,038
九六・九%	未滿一段以			未滿十町以			以上		
	96,900	96,900	96,900	936	936	936	21,038	21,038	21,038
九八・八%	未滿三町以			未滿十町以			以上		
	98,800	98,800	98,800	936	936	936	21,038	21,038	21,038
八四・一%	未滿五町以			未滿十町以			以上		
	84,100	84,100	84,100	936	936	936	21,038	21,038	21,038
八一・五%	未滿十町以			未滿十町以			以上		
	81,500	81,500	81,500	936	936	936	21,038	21,038	21,038
七九・〇%	町未滿			未滿十町以			以上		
	79,000	79,000	79,000	936	936	936	21,038	21,038	21,038
八八・九%	以上			未滿十町以			以上		
	88,900	88,900	88,900	936	936	936	21,038	21,038	21,038

(三)我國に於ては土地所有の集中が行はれるが、それには農業經營の集積を伴はないのが普通である。かゝる單なる土地所有の集中は農業生産力の増大に寄與する所少なく、従つて、また土地所有の集中そのものゝ速度をも

大の傾向(帝國農會報昭和十年三月)參照。その他日本勸業銀行及び農工銀行の所有耕地も増大の傾向にある。例へば昭和三年上半期に於ける日本勸業銀行の所有田畑面積は合計 198 町歩に過ぎなかつたが、昭和十一年上半期には 1,218 町歩に増加してゐる。

自から緩漫ならしめる。

即ち前表によるも、過去二十二年間に、中地主及び大地主の数は反つて減少してゐるから、土地所有の集中の傾向はあるとしても、それは極めて緩漫である。また此の期間に自作農地に就いては僅に四・二%、自作農戸數に就いては僅に五・一%の減少を示してゐるに過ぎない。されば一派の論者の主張する如く、自作農が急激に没落して、土地所有の集中を迅速に促進するが如きことは決して起らない。されば今後の土地政策としては、一方小作法の制定によつて、耕作權の確立と小作料の公正化とを圖り、間接的に土地所有の集中傾向を阻止すると共に、他方大規模なる自作農創設事業を行ひ、自作農の増加に努め、合理的なる採算を以て小農民の土地所有慾を満足せしめ、之によつて土地所有と經營とを結合せしめ、以て農業生産力の増進を圖らなければならない。

(四)今後、此等の土地政策を確立するとしても、その前提として、先づ土地所有の移動を詳細に調査し、以て政策樹立の根據としなければならぬ。されば今日の農事統計をより、完備して、耕地所有廣狹別による耕地所有者戸數の外に、各階級の所有する所有耕地面積をも表示し、また同時に自作、小作及び自作兼小作に大別した耕作面積廣狹別戸數、並に自作及び自作兼小作に大別した耕地所有面積廣狹別戸數をも表示することとし、之によつて土地所有の移動傾向を一層瞭かならしめることが肝要である。